

社会医療法人入間川病院 介護老人保健事業所狭山ケアセンター

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

運 営 規 程

第1条

社会医療法人入間川病院が開設する「狭山ケアセンター」（以下、「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条

要介護状態又は要支援状態にある者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条

- 1 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

（事業所の名称及び所在地）

第4条

名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 1 名 称 狭山ケアセンター
- 2 所 在 地 埼玉県狭山市北入曽 1 4 4 3 - 7

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1 名
管理者は、事業の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 従業者の職種及び員数
医師 1 名以上(入所、通所と兼任)
理学療法士 1 名以上(入所、通所と兼任)
作業療法士 1 名以上(入所、通所と兼任)
従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間及びサービス提供日・サービス提供時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は、次の通りとする。

- 1 営 業 日 火曜日から土曜日までとする。ただし、年末 12 月 31 日から年始 1 月 3 日までを除く。
- 2 営業時間 9 時 00 分から 17 時 35 分までとする。
- 3 サービス提供時間 10 時 00 分から 14 時 00 分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は、狭山市並びに所沢市のうち、東狭山ヶ丘、北中、岩岡町、北岩岡、青葉台、小手指町、緑町、けやき台、松葉町、北所沢町、向陽町、榎町、美原町、花園、所沢新町、神米金(川越・所沢線の西側に限る。)及び下富(川越・所沢線の西側に限る。)の区域とする。

(利用料その他費用の額)

第8条

事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該訪問リハビリテーション及び当該介護予防訪問リハビリテーションが法定

代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割の額とする。

(相談・苦情処理)

第9条

- 1 事業所は、利用者及びその家族から相談・苦情等に対する窓口を設置し、事業に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

第10条

- 1 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに自治体、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時における対応方法)

第11条

事業の提供にあたる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第12条

防火管理業務、地震等災害対策についての必要な事項を別に定め、利用者の生命及び財産に対する被害の軽減防止を図る。

(高齢者虐待防止)

第13条

- 1 事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の事項を実施する。

①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して

行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針を整備する。

③虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

④前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所はサービス提供中に従業者または擁護者（利用者の家族等を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（衛生管理）

第14条

感染症が発生または蔓延しないよう、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。

1 事業所における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

2 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

3 事業所において、従業者に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修ならびに訓練を定期的実施する。

4 「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第15条

事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後1ヶ月以内

2 継続研修 年2回以上

- 3 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、社会医療法人入間川病院理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健事業所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染対策等に関する事項）

第17条

- 1 事業所は看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに必要に応じて協力医療機関（入間川病院）感染対策部門の助言、指導を求めるものとする。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 4 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 5 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（ハラスメント等に関する事項）

第18条

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための

方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規定は、令和３年１２月１日から施行する。

令和６年４月１日改訂。

令和７年４月１日改訂。

令和８年８月１日改訂